

掲載頁	[誤]	[正]	コメント
1 頁、2 頁 2. 試行的取組の概要 2-2 試行的取組（能力現行型）	②就業時間及び運転時間 現行の積算基準で積算する場合（一時退避等により運転時間を補正した場合）に対して、それぞれ2時間ずつ減じた時間とする。	②就業時間及び運転時間 現行の積算基準で積算する場合（一時退避等により運転時間を補正した場合）に対して、 基本的に それぞれ2時間ずつ減じた時間とする。 ただし、土運船運搬工およびバックホウ浚渫土運搬における引船・押船の運転時間は試行的取組積算要領に基づき算出した時間とする。	記載の修正
4 頁 5. 施工能力	1) 試行的取組（能力補正型）の場合 時間外労働を前提として、8時間運転／10時間就業で施工する数量を、生産性向上による能力向上を見込み6時間運転／8時間就業で施工する条件で積算を行うものとする。このため試行的取組（能力補正型）に用いる施工能力は、現行基準の能力を8/6倍したものをを用いるものとする（別添資料（現行基準との対比表）参照）。 試行的取組（能力補正型）に用いる能力 = 現行基準の能力 × 8/6 （小数2位四捨五入）	1) 試行的取組（能力補正型）の場合 時間外労働を前提として、8時間運転／10時間就業で施工する数量を、生産性向上による能力向上を見込み6時間運転／8時間就業で施工する条件で積算を行うものとする。このため試行的取組（能力補正型）に用いる施工能力は、現行基準の能力を8/6倍したものをを用いるものとする（別添資料（現行基準との対比表）参照）。 試行的取組（能力補正型）に用いる能力 = 現行基準の能力 × 8/6 （ 現行積算基準と同じ位止めになるよう 四捨五入）	記載の修正